

王寺町立学校給食センター
調理・配送等業務委託
募 集 要 項

令和 6 年 11 月
王寺町教育委員会

王寺町（以下「町」という。）では、王寺町立学校給食センターで実施する学校給食について、民間事業者の技術力を活用するとともに、学校給食の質の保持と調理業務等の安全性及び効率性を確保するため、調理・配送等業務を民間事業者に委託するにあたり、下記のとおり公募型プロポーザル方式（企画提案方式）による民間事業者の募集を行います。

この募集要項は、調理・配送等業務委託に係る民間事業者の募集に関して、必要な事項を定めるものです。

なお、この募集要項と併せて公表する次の資料も本募集要項と一体の資料とし、これらを含めて「募集要項等」と称します。

仕様書：町が事業者に要求する具体的な業務仕様を示すもの

様式集：提案書等の作成に使用する様式を示すもの

添付資料：本事務に係る添付資料

1. 委託件名

王寺町立学校給食センター調理・配送等業務委託

2. 目 的

安全でおいしい給食を提供するため、教育の一環としての学校給食の意義を理解し、優れた調理技術や衛生管理能力、業務効率性を有する民間事業者を選定することを目的とします。

3. 対象の施設

施設 の 名 称	王寺町立学校給食センター
所 在 地	奈良県北葛城郡王寺町本町1丁目2054番2外地内 【王寺北義務教育学校に併設】
敷 地 面 積	約 35,000 m ² （王寺北義務教育学校及び給食センター敷地面積）
延 床 面 積	約 1,320 m ² （1階約 975 m ² 2階約 342 m ² ）
建 物 構 造	鉄骨造 2階建
建 築 年 月	令和4年2月竣工
運 営 方 式	フルドライシステム
調 理 品 目	1献立制【主食・副食は概ね3品（主菜1、副菜2）】 アレルギー対応食調理（50食程度）
配 食 校 数	王寺北義務教育学校・王寺南義務教育学校[2校舎※]・ 幼稚園2園 ※王寺南義務教育学校は、太子学舎及び畠田学舎の2校舎 に配食する。
調 理 予 定 日 数	年間稼働日数 約 190日程度
調 理 予 定 食 数	約 2,500食/日（最大約 2,800食/日）
給食提供開始月	令和7年4月

4. 業務内容

具体的な内容は、「王寺町立学校給食センター調理・配送等業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）を参照してください。

- (1) 物資検収時の受け取り、検温、格納業務
- (2) 調理業務
- (3) 原材料及び調理後の食品の保存食採取、保管業務
- (4) 配送・回収業務及び配缶業務
- (5) 食器、食缶、調理機器及びコンテナの洗浄、消毒保管業務
- (6) 残菜及び厨芥の計量、集積業務
- (7) 施設、設備の清掃及び日常の安全点検業務
- (8) 衛生管理業務
- (9) 使用物品管理業務
- (10) ボイラー運転管理業務
- (11) その他付帯する業務

※本委託業務に含まれない業務

- ・ 献立作成業務
- ・ 食材調達業務
- ・ 給食費徴収等業務
- ・ 廃棄物回収業務
- ・ 施設設備等保守維持管理業務

5. 業務期間

委託契約締結日から令和12年3月31日までとします。

ただし、委託契約締結日から令和7年3月31日までの期間は、業務開始準備期間とし、調理・配送等業務委託期間は、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間とします。

6. 受託事業者の選定方法

公募型プロポーザル方式（企画提案方式）により選定します。

7. 応募事業者の資格要件等

(1) 資格要件

応募事業者は、次の要件をすべて満たしていること。

- ① 法人格を有し、本委託事業を円滑に遂行できるよう、安定かつ健全な財政能力を有していること。
- ② 一日2,500食以上の学校給食調理施設での受託実績を3年以上有し、かつ現在も該当する施設での調理等業務契約を締結していること。
- ③ 奈良県内若しくは隣接府県に本社、支社、事務所のいずれかを有していること。

④製造物責任法（平成6年法律第85号）に基づく生産物賠償責任保険に加入していること。

⑤業務契約締結時に履行保証人を立てること。なお、履行保証人の要件については、上記①～④の各項の要件を満たしていること及び下記（2）応募事業者の制限の各項に該当していないこと。

（2）応募事業者の制限

次に該当する者は、応募事業者となることはできません。

①他の応募事業者と資本関係又は人的関係のあるもの。

②地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。

③町の競争入札における指名停止期間中である者。

④破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされている者。

ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者は、この限りでない。

⑤国税及び地方税を滞納している者。

⑥過去5年以内に学校給食調理業務又は大量調理施設業務において食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく営業禁止又は営業停止処分を受けた者。

⑦食品衛生法第55条から第56条までの規定により許可を取り消され、その取り消しの日から起算して2年を経過しない者。

⑧暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びこれらの利益となる活動を行う者。

（3）応募資格の確認

応募事業者の確認は、参加表明書の提出日を基準とします。ただし、応募資格確認後から審査結果の決定日までに応募事業者の備えるべき要件を欠くような事態が生じた場合は失格とします。

8. 応募に関する留意事項

（1）応募に関する留意事項

応募事業者は、提案書の提出をもって募集要項等の記載内容を承諾したものとみなします。

（2）応募に関する費用

応募に関して必要な費用は、応募事業者の負担とします。

（3）使用言語及び単位

応募に関して使用する言語は日本語とし、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとし、通貨単位は円とすることとします。

（4）著作権

応募事業者から募集要項等に基づき提出される書類の著作権は、原則として書類の作成者に帰属します。ただし、採用した提案書等の著作権は町に帰属するものとします。

(5)提出書類の扱い

提出された書類については、変更できないものとし、また理由に係わらず返却しません。

(6)資料の取扱い

町が提示する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁止します。また、この検討の範囲内であっても、町の下承を得ることなく、第三者に対してこれを使用させ、または、内容を提示することを禁止します。

(7)応募の無効に関する事項

参加表明書提出日から受託事業者が決定されるまでの間に、次のいずれかに該当する場合の応募は、無効とします。

- ①応募事業者が不渡り手形又は不渡り小切手を出した場合
- ②一の応募事業者が複数の提案を行った場合
- ③同一の事項に対し、2通り以上の書類が提出された場合
- ④記載すべき事項の全部または一部が記載されていない場合
- ⑤虚偽の内容が記載されている場合
- ⑥審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ⑦著しく信義に反する行為があった場合

(8)その他

- ①町が提出する資料及び質問への回答書は、本募集要項等と一体的なものとして、同等の効力を有するものとします。
- ②本募集要項に定めるものの他、応募にあたって必要な事項が生じた場合には、応募業者に通知します。

9. 応募手続き

事業実施のスケジュールは、以下のとおりです。

内 容	日 程
募集要項等の公表	令和6年11月6日(水)～
募集要項等に関する質問の受付	11月12日(火)・13(水)
〃 質問の回答	11月20日(水)
参加表明書(兼参加資格審査申請書)の提出期間	11月21日(木)～27日(水)
参加資格審査結果の通知	11月29日(金)
提案書の提出	12月 2日(月)～6日(金)
審査(プレゼンテーション及びヒアリング審査)	12月中旬
選定結果の通知	1月上旬
受託事業者の決定(契約締結)	1月中旬～下旬
業務開始準備	契約締結後から令和7年3月31日(月)まで
業務開始	令和7年4月1日(火)

(1)応募書類等の公表

町のホームページにおいて、本募集要項等を公表します。

- ・公表資料 a)募集要項
- b)仕様書
- c)様式集
- d)添付資料（図面等）

(2)募集要項等に関する質問の受付・回答

本募集要項等の内容に関する質問は、応募を予定する事業者が行うものとし、次のとおり受け付けます。

- ① 質問書（様式１号）に内容を簡潔にまとめて記載し、Ｅメールにより提出してください。

Ｅメールアドレス : kyuushoku@town.oji.nara.jp

- ②受付期間は、令和６年１１月１２日(火)～１３日(水)午後５時迄

(3)質問の回答

質問の回答書は、令和６年１１月２０日（水）に町ホームページにて公開します。なお、電話及び口頭等の個別対応は致しません。また、無用な混乱を招くことが危惧される時は、質問に回答しないことがあります。

(4)参加表明書(兼参加資格審査申請書)の提出

応募事業者は、次により提出してください。

① 提出期間

令和６年１１月２１日（木）午前９時から１１月２７日（水）午後５時まで

（受付は土・日を除く午前９時から午後５時までとする。なお、いかなる理由においても提出期限後の提出は受け付けない。）

②提出書類

a)参加表明書（兼参加資格審査申請書）（様式２号）・・・・・・１部

b)様式２号に添付する書類・・・・・・・・・・・・・・・・各１部

③提出先

王寺町立学校給食センター

〒636-0012 奈良県北葛城郡王寺町本町１丁目２０番４５号

電 話 : 0745-72-1572

④提出方法

直接持参または郵送（書留）、宅配便とする。それ以外の方法による提出は認めない。ただし、１１月２７日（水）午後５時まで必着とする。

(5)提案書の提出

応募事業者は、次のとおり提出してください。

① 提出期間

令和６年１２月２日（月）から１２月６日（金）午前９時から午後５時まで

（受付は土・日を除く午前９時から午後５時までとする。なお、いかなる理由においても提出期限後の提出は受け付けない。）

②提出書類

a)提案書（様式第3号～12号）・・・正1部・副12部

b)見積書（様式第14号）・・・正1部・副12部

見積書の作成にあたっては、次の額以内とする。

¥ 398,000,000*

*5ヶ年間合計額。取引に係る消費税及び地方消費税を含む。

*なお、委託契約締結日から令和7年3月31日までの業務開始準備期間中の経費は発生しないものとし、見積額は令和7年度から令和11年度の5ヶ年間とする。

c)会社概要・・・正1部・副12部

③提出先

王寺町立学校給食センター

〒636-0012 奈良県北葛城郡王寺町本町1丁目20番45号

電話：0745-72-1572

④提出方法

a)直接持参とし、それ以外の方法による提出は認めない。

b)提案書の様式

- ・A4判用紙、縦型、横書き、左としてページ番号をつけ、添付書類も含めA4判フラットファイルに綴じ、表紙及び背表紙を付けること。
- ・提案書（様式第3号～12号）について記載すること。
- ・ファイルの表紙に「王寺町立学校給食センター調理・配送等業務委託事業に関する提案書」及び参加事業者の「商号又は名称等」を記載すること。

c)無効（失格）となる提案書

- ・提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの。
- ・記載すべき事項の全部または一部が記載されていないもの。
- ・虚偽の内容が記載されているもの。

d)見積書（様式第14号）

- ・見積額は、業務履行期間（5年間）の合計金額を記載すること。
- ・仕様書に基づき作成すること。
- ・見積書に、年度ごとの詳細な積算内訳書(様式は任意)を添付すること。
- ・見積書に押印する印鑑は、会社印及び代表者印とする。
- ・見積内容は、提案書等と同一のものとし、相違するものは認めない。
- ・見積書に記載する委託料の額は、取引に係る消費税及び地方消費税を含む金額とする。

(6)参加辞退届

参加表明書の提出後に辞退をする場合は、提案書の提出期限までに参加辞退届（様式第15号）を提出してください。

10. 資格審査及び提案の選考

王寺町立学校給食センター調理・配送等業務委託業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、下記の審査方法や「委託業者選定審査基準」に基づいて公平かつ客観的に審査を行い、総合的に最も優れた事業者の選定を行います。

(1) 審査方法

①参加資格審査

選定委員会は、応募資格の確認審査を参加表明書（兼参加資格審査申請書）等により、この募集要項に記載している応募事業者の備えるべき要件を満たしていることを確認します。なお、資格不備の場合は失格とします。参加資格審査結果については、令和6年11月29日（金）にメール送信で通知します。

②提案書選定審査

a) 第一次審査（書類審査）

ア) 提案内容の基礎審査

選定委員会は、提案書類等に記載された内容が、次の項目を満たしていることを確認します。

これらの項目を一項目でも満たさないことが確認された場合には、失格とします。

- ・提案書全体について、同一事項に対する2通り以上の提案又は提案事項間の齟齬や矛盾がないこと。
- ・提案書全体について、様式集に沿った構成となっていること。
- ・当該提案に関連する各様式（別添「様式集」参照）に示す提案の内容が仕様書を満たしていること。

イ) 第一次審査（書類審査）結果及び第二次審査にかかる日程の詳細については、後日、メール送信で通知します。

b) 第二次審査

ア) 選定委員会は、1事業者ずつプレゼンテーション及びヒアリングによる審査を行います。

- ・日 時 令和6年12月中旬
- ・場 所 別途通知します。
- ・時 間 プレゼンテーション及びヒアリングを含めて30分とします。
- ・出席者 3名までとします。
- ・準備物 パソコン等を使用する場合は、各自準備してください。

（プロジェクター及びスクリーンは町で準備します。）

準備・撤収は、審査前後に行うこと。

イ) 第二次審査を行う順序は、提案書提出時の受付順とします。

ウ) 選定委員は、企画提案書、プレゼンテーション及びヒアリング内容等を対象に審査を行い、「委託業者選定審査基準」に基づき評価点を付します。

(2)委託業者選定審査基準

標準的な審査基準は、次のとおり①企業評価4項目②技術力評価6項目③コスト評価1項目の計11項目、200点満点で評価するものとします。

①企業評価（配点60点）

評価項目	評価の視点	評価方法	配点
a)経営状況	・財務健全性（売上高、経常利益、自己資本比率、流動比率等） ・技術者数	様式第2号の審査（添付資料）	10
b)業務実績	学校給食調理・配送等業務受託実績（センター方式）	様式第12号の審査	20
c)企業理念	・学校給食に対する基本的な考え方 ・学校給食の意義や特色に対する理解度 ・学校給食調理業務に取り組む意欲	様式第4号の審査	10
d)危機管理体制	・調理事故、異物混入等発生時の対応体制 ・配送車事故発生時の緊急配送対応 ・災害時対応	様式第5号の審査	20

②技術力評価（配点130点）

評価項目	評価の視点	評価方法	配点
a)学校給食の充実に 関する提案	・学校給食を教育の一環としてとらえた提案 となっているか ・学校給食の充実、向上に向けた実施可能な 提案がされているか	様式第6号 の審査	30
b)衛生管理 体制	・衛生管理対策や考え方 ・指導、検査体制 ・従事者の健康管理対策	様式第7号 の審査	30
c)人員配置 体制	・配置人数、組織体制 ・業務責任者等の配置 ・配置者の資格、経験内容 ・地元採用計画 ・従事者の休暇等における代替者確保体制 ・作業工程表、作業動線図	様式第8号 の審査	30
d)教育・研修 計画、移行 準備等	・従事者に対する巡回指導及び研修計画 ・受託から給食開始までの従事者研修計画	様式第9号 の審査	10

e) 食物アレルギー対応	・類似対応施設実績 ・人員配置計画 ・実施体制	様式第10号の審査	20
f) 食育の充実、学校との交流企画	・食育の充実関連活動 ・学校との交流企画 ・調理作業等で“見る、知る”ことによる「食育の推進」に向けた取組を提案すること	様式第11号の審査	10

③コスト評価（配点10点）

評価項目	評価の視点	評価方法	配点
受託コスト	見積金額	様式第14号の審査	10

(3)選定委員、関係町職員との接触の禁止

応募を予定する事業者及び提案者は、選定委員、関係町職員と本件提案についての接触（公募に関する質問等、正当な行為を除く）を禁じます。接触の事実が認められた場合には、失格とする場合があります。

(4)審査結果の通知及び公表

選定結果は、応募事業者全員に通知するとともに、町ホームページに公表します。

(5)優先交渉権者の決定

町は、選定委員会の審査結果を踏まえて、第二次審査（プレゼンテーションとヒアリング）での評価点が最も高い応募事業者を優先交渉権者とし、随意契約の交渉を行います。優先交渉権者が契約を締結しない場合は、評価点の高い応募事業者から順に交渉を行い、合意に達した応募事業者と契約を締結します。

(6)再募集

審査の結果、適切な候補事業者がないときは、「適切な候補事業者なし」として、再募集を行う場合があります。

11. 提案書等に関する条件

(1)遵守法令等

- ①学校給食法、食品衛生法、労働基準法等の労働関係法令、その他関係法規等
- ②学校給食衛生管理基準（文部科学省）、大量調理施設衛生管理マニュアル（厚生労働省）、その他関係要綱等

(2)履行の確認

受託事業者は、毎月分の委託業務完了報告書を当該月業務終了後直ちに提出するものとし、町は委託業務完了報告書を受理したときは、業務が本業務委託契約等に基づき適切に履行されていることを確認します。

(3)委託料の支払い

①委託料は、令和7年4月分を初回として、月ごとに支払います。

町が受託事業者に支払う各月の委託料の額は、毎年度の委託料の額を12か月で均等に分割した額とします。この場合において、各月の委託料は百円未満は切り捨てるものとし、切り捨てた額の合計額は毎年度最終月の請求に加えることとします。

②町は、所定の支払請求書を受理した日から起算して30日以内に委託料を支払います。

(4)リスク管理

契約締結後の町と事業者の主なリスク分担方針は、以下のとおりです。これらは、帰責事由の所在が不明確になりやすいリスクについて、その方針を示したものです。

リスクの種類	リスクの内容	負担者	
		町	受託事業者
事業の中止・延期	町の指示によるもの	○	
	受託事業者の事業放棄、破綻		○
不可抗力	天災や暴動等による履行不能	○	
許認可等	事業に必要な許認可取得等の遅延等		○
計画変更	町の指示による事業内容の変更	○	
	受託事業者の事由による事業内容の変更		○
運営費上昇	計画変更以外の要因による運営費用の増大		○
施設損傷	受託事業者の責めに帰すべき事由による場合		○
	上記以外	○	
需要変動	実施条件を超える需要変動	○	
	上記以外		○
調理事故・異物混入等	受託事業者の責めに帰すべき事由による場合		○
	上記以外	○	
性能	仕様書に不適合		○

12. 委託事業実施に関する事項

受託事業者は、業務の継続が困難となった場合又はその懸念が生じた場合は、速やかに町に報告するものとし、その場合の措置は次のとおりとします。

(1)受託事業者の債務不履行の場合

①受託事業者の責めに帰すべき事由により、債務不履行又はその懸念が生じた場合には、町は受託事業者に対して修復勧告を行い、一定期間内に修復策の提出及び実施を求めることができることとします。受託事業者が当該期間内に修復をすることができなかった時は、町は契約の解除及びこれにより生じた損害賠償を請求することができることとします。

②町は、受託事業者が本事業を完全に履行する見込みがないと認めるとき、又この契約に違反して契約の目的を達することができないと認めるときは、履行保証人に対し、本委託業務の実施を求めることができます。

③履行保証人は、前項の規定による本事業の実施の請求があったときは、受託事業者に代わって本委託事業を実施するものとします。

(2)町の債務不履行の場合

①町の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となったときは、受託事業者は契約を解除できることとします。

②前号において、受託事業者が契約を解除した場合、受託事業者は町に対し、これにより生じた損害賠償を請求できることとします。

(3)当事者の責めに帰すべきことのできない事由により継続が困難となった場合

不可抗力又は受託事業者の責めに帰することができない事由により業務の継続が困難となった場合、町及び受託事業者双方により業務継続の可否について協議します。一定期間内に協議が整わないときは、相手方に対する事前の通知により、町又は受託事業者は契約を解除できます。

Ⅰ 3. その他の留意事項

(1)本プロポーザルの内容に関わる情報の公開が求められた場合は、「王寺町情報公開条例」に基づき処理を行います。

(2)町は、参加事業者の企画提案書を本プロポーザル以外の目的では使用しません。

(3)本プロポーザルへ参加する受託事業者は、本プロポーザルにおいて知り得た情報を本プロポーザル以外の目的では使用できないものとします。

Ⅰ 4. 事務局

この募集に関する事務局は、次のとおりです。

王寺町立学校給食センター

〒636-0012 奈良県北葛城郡王寺町本町Ⅰ丁目20番45号

電 話 : 0745-72-1572 F A X : 0745-72-0702

Eメールアドレス : kyuushoku@town.oji.nara.jp